

平成22年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(第1次追加提案分)

商工労働部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年9月定例会 議案説明資料（第1次追加提案分）目次  
商工労働部

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名	頁
議案第26号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		雇用人材総室 (雇用就業支援室)	2
		産業振興総室 (企業立地推進室)	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		8

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第27号	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について	産業振興総室 (企業立地推進室)	9

## 議案説明資料総括表

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
雇用人材総室	7,613,652	1,200,000	8,813,652	1,000,000		200,000		
産業振興総室	6,048,891	0	6,048,891					
一般会計合計	21,509,447	1,200,000	22,709,447	1,000,000	0	200,000	0	

## 説明(主な内容)

## 【一般会計】

## 雇用人材総室

(雇用就業支援室)	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	1,000,000
	緊急雇用創出事業	200,000
	[制度創設]正規雇用奨励金(重点分野職場体験型雇用事業関連)	—

## 産業振興総室

(企業立地推進室)	[制度改正]企業立地事業補助金	—
-----------	-----------------	---

平成22年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室〔雇用就業支援室〕(内線:7229)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金造成事業	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000				
トータルコスト	0	1,000,000	1,000,000	(補正に係る主な業務内容) 基金管理事務				
従事する職員数	0人	0人	0人					
工程表の政策目標(指標)	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

説明

1 事業の目的・概要

臨時的な雇用機会の創出を図る事業の実施を目的とした鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を積み増しする。

2 主な事業内容

現在、国からの交付金により鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成し、雇用機会の創出を図るための事業の財源に充当している。この度、国の経済対策により交付金の追加交付が見込まれるため、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を積み増しするもの。

なお、追加交付金は緊急雇用創出事業の内、下記の重点分野雇用創造事業分として交付される見込み。

(重点分野雇用創造事業対象事業)

- 重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)での雇用創出を図る事業
- 成長の見込まれる県内産業の求める人材育成を図る事業

緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付決定状況

(単位:百万円)

	H20 二次補正	H21 一次補正	H21 二次補正	今回経済対策 (見込み)	合 計
緊急雇用	1,570	3,620	0	0	5,190
重点分野	0	0	1,550	1,000	2,550
計	1,570	3,620	1,550	1,000	7,740

3 これまでの取り組み状況、改善点

- ・平成20年度末に国の交付金を受けて15.7億円の基金を造成し、平成21年度から事業を開始
- ・平成21年度の国の補正予算で51.7億円の追加配分を受け、基金に積み増し
- ・制度面での制約(事業費に占める人件費割合の要件が高いこと、雇用期間が6ヶ月未満に制限されていたこと)から事業の進捗に支障をきたす事例があったため、国に要望し要件を緩和
- ・当初、県・市町村折半としていた予算枠を弾力的に運用することとし、効率的に事業を実施

平成22年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費  
1項 労政費  
1目 労政総務費

雇用人材総室[雇用就業支援室] (内線:7229)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
緊急雇用創出事業	4,186,468	200,000	4,386,468			〈繰入金〉 200,000		
トータルコスト	4,194,536	200,000	4,394,536	(補正に係る主な業務内容) 基金事業審査、補助金事務				
従事する職員数	1人	0人	1人					
工程表の政策目標(指標)	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

説明

1 事業の目的・概要

鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、臨時的な雇用機会の創出を図るための県及び市町村事業を実施する。

2 主な事業内容

現在、基金を活用した緊急雇用創出事業を実施中だが、この度、次のとおり重点分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用)雇用創造事業について拡充・要件緩和が行われるため、今後計画する新卒者向けの事業等、県事業分として200百万円の予算を増額するもの。

国の経済対策による重点分野雇用創造事業の要件緩和を活用し、県版トライアル雇用事業である重点分野職場体験型雇用事業(平成22年7月創設)において新卒者向け事業を新たに実施(民間企業等への委託実施)

	重点分野職場体験型雇用事業(従来)	新卒者(卒業後3年以内の既卒者を含む)向け事業(新規)
対象者	失業者全般	卒業後3年以内の失業者
雇用期間	3ヶ月以上 平成22年度末まで	3ヶ月以上 平成23年度末まで
対象分野	国の定める6分野	全分野
委託料	職場体験者・指導者の給与(共に16万円上限)を計算の基礎とした額	

(参考) 国の経済対策による重点分野雇用創造事業の要件緩和

	従来制度	今回拡充・緩和等
事業期間	22年度末まで	23年度末まで
雇用期間	1年以内	若年者(40歳未満の者)を対象とした事業に限り1年以上も可能
対象分野	国の定める6分野	新卒者(卒業後3年以内の既卒者を含む)を対象とした事業に限り全分野を対象

3 これまでの取り組み状況、改善点

- ・平成20年度末に国の交付金を受けて15.7億円の基金を造成し、平成21年度から事業を開始
- ・平成21年度の国の補正予算で51.7億円の追加配分を受け、基金に積み増し
- ・制度面での制約(事業費に占める人件費割合の要件が高いこと、雇用期間が6ヶ月未満に制限されていたこと)から事業の進捗に支障をきたす事例があったため、国に要望し要件を緩和
- ・当初、県・市町村折半としていた予算枠を弾力的に運用することとし、効率的に事業を実施

平成22年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用人材総室[雇用就業支援室] (内線:7229)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度創設] 正規雇用奨励金 (重点分野職場 体験型雇用事業 関連)								
トータルコスト				(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数				—				
工程表の政策目標 (指標)	緊急雇用対策のための雇用創出							

説明

1 事業の目的・概要

県が平成22年7月に創設した重点分野職場体験型雇用事業(3ヶ月以上の委託による職場体験雇用)で有期雇用した職場体験者を事業主が正規雇用した場合に、正規雇用奨励金を支給する制度を設け、正規雇用の拡大を図る。

2 主な事業内容

国の「重点分野雇用創出事業」を活用し、鳥取県版トライアル雇用として重点分野職場体験型雇用事業を実施しているが、同事業で職場体験者として有期雇用した失業者を、職場体験の後に正規雇用する場合に、事業主に対して奨励金(正規雇用1名につき30万円)を支給する。支給は正規雇用を開始した日から6か月後に行う。

○想定人数 60名

○所要見込額 30万円×60名=1,800万円

※正規雇用から6ヶ月後の申請・支給となり、支給は平成23年度(一般財源)

※財源については一般財源としているが、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金が充当できるよう国に要望中

重点分野職場体験型雇用事業において、国の経済対策による重点分野雇用創造事業の要件緩和を活用して新卒者向け事業を全分野を対象に新たに実施することとし、本正規雇用奨励金の対象とする。

○重点分野職場体験型雇用事業

	重点分野職場体験型雇用事業(従来)	新卒者(卒業後3年以内の既卒者を含む)向け事業(新規)
対象者	失業者全般	卒業後3年以内の失業者
雇用期間	3ヶ月以上 平成22年度末まで	3ヶ月以上 平成23年度末まで
対象分野	国の定める6分野	全分野
委託料	職場体験者・指導者の給与(共に16万円上限)を計算の基礎とした額	

(参考) 重点分野職場体験型雇用事業の概要

国が重点分野雇用創出事業の対象としている分野について、県内企業等が職場体験者として新たに失業者を雇い入れ、当該企業等の業務に従事させることで当該分野への人材供給の契機とするもの。

3 これまでの取り組み状況、改善点

国の「重点分野雇用創出事業」を活用し、鳥取県版トライアル雇用として重点分野職場体験型雇用事業を実施(7月20日制度創設)

9月3日受付分までで69人の職場体験(雇用)を決定済。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業立地事業補助金	2,336,813	0	2,336,813					
トータルコスト	2,354,563	0	2,354,563	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0人	2.2人					
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致の推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19年度~平成30年度の間に企業立地件数150件)							

説明

1 事業の目的・概要

国が新たな経済対策として、地域の工場や本社機能等の海外移転、雇用の国内空洞化を食い止めるため、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」(エコカー、リチウムイオン電池、LEDなどの環境関連技術分野)の国内での工場立地を支援する事業を実施することとなった。国の補助事業に県が上乗せ補助し、企業の負担を軽減し、国と県併せたトータルで他県より有利な制度とすることで、企業の進出意欲を喚起し、新たな事業展開を鳥取県に誘導する。

2 主な事業内容

知事特認による新たな加算措置の創設

(1) 補助対象事業

国の「低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金」の交付決定を受けたもの

(2) 補助対象経費

企業立地事業補助金の対象経費のうち、国の補助対象となった経費(設備費)

(3) 補助額

- ・投下固定資産額のうち、補助対象経費の5%(リースの費用は初年度賃借料の25%)
- ・限度額10億円 ※今回加算措置を創設する事業に関しては、従来の知事特認と併せて、上記の額が加算される。

<補助制度の概要>

対象事業	製造業	自然科学研究所 技術者研修所	ソフトウェア業 機械設計業など	情報処理・ 提供サービス業 (コールセンターなど)
補 助 金	投下固定 資産額(A) ※1	1億円超	3千万円超	3千万円超
	新規常用 雇用者数 ※1	10人以上	技術者等 5人以上	技術者等 5人以上
	投下固定 資産額 ※2	A×10~15%	A×20%	A×10%
	リース料等	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2 (リース期間が5年以上のものに限る。)		
	補助限度額 ※2	30億円	10億円	10億円
	知事特認	先進的技術や鳥取県の資源を活用する事業、その他著しい雇用増を伴う事業及び戦略的推進分野(製造業)で知事が特に認める場合、投下固定資産額の5%(リースの費用は初年度賃借料の25%) (限度額10億円)の加算 本補助金の対象経費のうち国の「低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金」の交付決定を受けたものは、投下固定資産額の5%(リースの費用は初年度賃借料の25%) (限度額10億円)の加算		

※1 平成23年3月31日までの特例措置として、県内中小企業の要件を緩和(3千万円、3人)

※2 投下固定資産額、新規常用雇用者数によって補助率、補助限度額が異なる。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・企業立地推進本部会議で庁内関係部局・県外本部・県民局・他関係機関と情報の共有化を図り、全庁的な企業立地活動を行っている。
- ・平成22年2月、県内中小製造業を支援するため、補助金の要件緩和を行った。  
(投資額要件: 5千万円→3千万円、雇用要件: 5人→3人)
- ・平成22年3月、本県産業を牽引するような大規模企業立地の促進を目的として、補助限度額の引上げ(10億円→30億円)及び「戦略的推進分野」を知事特認に追加して特認の限度額の引き上げ(2億円→10億円)を行った。

平成22年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5 款 労働費									
				うち商工労働部						
	補正前	補正額	補正後				1 項 労政費			
補正前				補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
節 別										
1 報 酬	902,072		902,072	875,602		875,602	801,918		801,918	
2 給 料	169,335		169,335	139,231		139,231	52,682		52,682	
3 職 員 手 当 等	83,314		83,314	67,747		67,747	25,634		25,634	
4 共 済 費	209,815		209,815	198,719		198,719	156,188		156,188	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	159,605		159,605	159,605		159,605	159,605		159,605	
8 報 償 費	252,974		252,974	252,783		252,783	105,571		105,571	
9 旅 費	49,169		49,169	44,041		44,041	36,563		36,563	
費 用 弁 償	33,079		33,079	29,442		29,442	27,447		27,447	
普 通 旅 費	10,195		10,195	8,945		8,945	6,350		6,350	
特 別 旅 費	5,895		5,895	5,654		5,654	2,766		2,766	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	51,418		51,418	49,503		49,503	16,403		16,403	
12 役 務 費	18,192		18,192	16,389		16,389	10,033		10,033	
13 委 託 料	2,523,873	200,000	2,723,873	2,523,768	200,000	2,723,768	2,296,740	200,000	2,496,740	
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	64,195		64,195	63,382		63,382	44,105		44,105	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	2,975		2,975	2,909		2,909	1,518		1,518	
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	3,125,487		3,125,487	3,125,472		3,125,472	3,068,973		3,068,973	
20 扶 助 費	320		320	320		320				
21 貸 付 金	440		440	440		440	440		440	
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	66,480	1,000,000	1,066,480	66,480	1,000,000	1,066,480	66,480	1,000,000	1,066,480	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	64		64	64		64				
28 繰 出 金	18,976		18,976	18,976		18,976	18,976		18,976	
予 備 費										
計	7,698,754	1,200,000	8,898,754	7,605,431	1,200,000	8,805,431	6,861,829	1,200,000	8,061,829	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	416,491	1,000,000	1,416,491	416,491	1,000,000	1,416,491	112	1,000,000	1,000,112
	地 方 債									
	そ の 他	6,480,656	200,000	6,680,656	6,480,656	200,000	6,680,656	6,464,661	200,000	6,664,661
	一 般 財 源	801,607		801,607	708,284		708,284	397,056		397,056



(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合 計						
	1目 労政総務費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	801,918		801,918	909,908		909,908	
2 給 料	52,682		52,682	435,960		435,960	
3 職 員 手 当 等	25,634		25,634	210,745		210,745	
4 共 済 費	156,188		156,188	326,086		326,086	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賃 金	159,605		159,605	159,605		159,605	
8 報 償 費	105,271		105,271	481,068		481,068	
9 旅 費	36,059		36,059	113,564		113,564	
費用弁 償	27,447		27,447	37,152		37,152	
普 通 旅 費	6,059		6,059	43,477		43,477	
特 別 旅 費	2,553		2,553	32,935		32,935	
10 交 際 費							
11 需 用 費	16,057		16,057	80,698		80,698	
12 役 務 費	9,706		9,706	48,003		48,003	
13 委 託 料	2,269,518	200,000	2,469,518	2,638,535	200,000	2,838,535	
14 使用料及び賃借料	44,065		44,065	139,187		139,187	
15 工 事 請 負 費				559,095		559,095	
16 原 材 料 費							
17 公 有 財 産 購 入 費							
18 備 品 購 入 費	1,518		1,518	15,909		15,909	
19 負担金、補助及び交付金	3,066,022		3,066,022	9,441,429		9,441,429	
20 扶 助 費				320		320	
21 貸 付 金				5,640,717		5,640,717	
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投 資 及 び 出 資 金				208,146		208,146	
25 積 立 金	66,480	1,000,000	1,066,480	66,480	1,000,000	1,066,480	
26 寄 付 金							
27 公 課 費				64		64	
28 繰 出 金	18,976		18,976	33,928		33,928	
予 備 費							
計	6,829,699	1,200,000	8,029,699	21,509,447	1,200,000	22,709,447	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	112	1,000,000	1,000,112	416,491	1,000,000	1,416,491
	地 方 債						
	そ の 他	6,464,221	200,000	6,664,221	12,716,236	200,000	12,916,236
	一 般 財 源	365,366		365,366	8,376,720		8,376,720

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
5款 労働費		
1項 労政費		
1目 労政総務費		
積立金	・鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	1,000,000

<p>区 分</p>	<p>鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び そ の 概 要</p>	<p>1 提出理由              県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業に対する助成を拡充する等所要の改正を行う。</p> <p>〔背景〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が新たな経済対策として、地域の工場や本社機能等の海外移転、雇用の国内空洞化を食い止めるため、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」（エコカー、リチウムイオン電池、LEDなどの環境関連技術分野）の国内での工場立地を支援する事業を実施することとなった。</li> <li>・国の補助事業に県が上乗せ補助し、企業の負担を軽減し、国と県併せたトータルで他県より有利な制度とすることで、企業の進出意欲を喚起し、新たな事業展開を鳥取県に誘導する。</li> </ul> <p>2 概要</p> <p>(1) 企業立地事業補助金について知事特認による新たな加算措置の創設</p> <p>①補助対象事業              低炭素型産業に関するもので、知事が要綱で定めるもの              →国の「低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金」の交付決定を受けたものに限定するよう要綱に定める。</p> <p>②補助対象経費              企業立地事業補助金の対象経費のうち、国の補助対象となる経費</p> <p>③補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産額のうち、補助対象経費の5%</li> <li>・リースの費用については、初年度賃借料の25%</li> <li>・限度額10億円</li> </ul> <p>※今回加算措置を創設する事業に関しては、従来の知事特認と併せて、上記の額が加算される。</p> <p>(2) 企業立地事業補助金の算定の基礎となる投下固定資産額から控除することとなる額について所要の改正を行う。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（<u>新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる経費に相当する額を除く。ただし、控除しないものとして知事が要綱で定めるものは、この限りでない。</u>）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあっては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（<u>新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。</u>）をいう。</p>

(6)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。）のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）を加算した額を上限とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の各号のいずれかに該当するもので知事が特に認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。次項において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）を加算した額を上限とする。

(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業

(2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業

(3) 著しい雇用の増加を伴う事業

5 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業で知事が要綱で定めるものに対する企業立地事業補助金の額

(6)～(10) 略

2 略

(補助金の交付等)

第3条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業（第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業に係るものに限る。）のうち二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、家屋及び償却資産（二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に限る。）の取得に係る投下固定資産額（以下「投下環境有益固定資産額」という。）に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。）を加算した額以下とする。この場合において、同表1の項の右欄に定める補助金の算出については、同欄の投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額を基礎とするものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業、先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業のいずれかに該当するものと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（前項に掲げる事業に係る加算を行う場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

<p>は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度貸借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）を加算した額を上限とする。</p>	
<p>6 前3項の規定により企業立地事業補助金の額の加算（以下この項において「特例加算」という。）がなされる場合であつて、当該特例加算が2以上なされるときの企業立地事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に、当該2以上の特例加算それぞれにより加算される額の限度とされる額を合計した額を加算した額を上限とする。</p>	
<p>7 略</p>	<p>5 略</p>
<p>8 略</p>	<p>6 略</p>
<p>9 前各項の規定により算出した企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。</p>	<p>7 前各項の規定により算出した企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10億円を限度とし、分割して交付する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。